

千葉県内で死亡災害が多発しております

～安全衛生活動の総点検をお願いします～

(1) 千葉県内で死亡災害が多発しております

千葉労働局管内で発生した令和6年の労働災害による死亡者数は、2月末現在で10人となっています。

このうち、建設業においては4人、製造業では3人と、前年同期に比べて大きく増加しています。この傾向が続けば、死亡災害は3年連続で増加という極めて憂慮される事態となります。

このため、千葉労働局では、建設業及び製造業各々に、労働災害防止対策を推進する上で、特に留意すべき事項を取りまとめました。各事業場においては、安全衛生活動の総点検をお願いします。

◎緊急要請の資料は、千葉労働局HP（※緊急パトロールのフォトレポート内）
に掲載しております。
(建設業及び製造業における特に留意すべき事項（チェックリスト）もダウンロードできます。)



第14次労働災害防止計画推進中!

千葉県内で死亡災害多発

千葉労働局管内で発生した令和6年の労働災害による死亡者数は、2月末現在で10人となっています。このうち、建設業においては4人、製造業では3人と、前年同期に比べて大きく増加しています。この傾向が続けば、死亡災害は3年連続で増加という極めて憂慮される事態となります。

このため、千葉労働局では、建設業及び製造業各々に、労働災害防止対策を推進する上で、特に留意すべき事項を裏面のとおりに取りまとめました。各事業場においては、安全衛生活動の総点検をお願いします。

死亡災害の概要

【建設業】建設業における死亡災害のうち、**建設機械**に係る災害が3件発生しています。

業種：土木工事業
職種：機械のオペレーター
年齢：20歳後半
事故の型：転倒（機械による）
起因物：車両系建設機械（ドラグ・ショベル）
経験年数：3年～5年

●災害発生状況
法面復旧工事のため、移動式クレーン仕様付きドラグ・ショベルにて大型土嚢を運搬途中、法面からドラグ・ショベルが横転して地面とドラグ・ショベルとの間に挟まれたもの。つり上げていた大型土嚢の重量がクレーンモード仕様の定格荷重以上であった。



【製造業】製造業における死亡災害のうち、**はさまれ・巻き込まれ**による災害が2件発生しています。

業種：食品製造業
職種：食品製造工
年齢：60歳前半
事故の型：はさまれ・巻き込まれ
起因物：一般動力機械（食品搬出装置）
経験年数：15年～20年

●災害発生状況
食品製造ラインにて、搬出装置の隙間に加工品等が落下。落下物を取り除くため搬出装置内に腕を伸ばしたところ、搬出バー（数十秒毎に稼働）が稼働し腕及び上半身が巻き込まれた。落下した加工品を取り除く際、事前に搬出装置の電源を切っていなかった。



過去の死亡災害の発生状況グラフ



職場の安全点検に見開きページのリストをご活用ください。

労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

千葉県内の労働災害は、令和6年に入ってから死亡災害に歯止めがかからず、2月末時点で既に10人もの尊い命が労働現場で失われています。特に、建設業及び製造業においては大幅な増加となっており、極めて憂慮される状況にあります。

労働災害は本来あってはならないものであり、死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、良質な人材を確保・育成し、企業活動を活性化する上でも欠かすことのできない重要な取組で企業に大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、全ての労働災害の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認を行い、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

1. 安全がすべてに優先することを企業トップが発信すること
2. 企業トップをはじめとする安全衛生管理の責任者自らが安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
3. 事業場の安全衛生管理体制を確立するため、安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等の職務を明確にし、確実に実行させること
4. 雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の実施を徹底するなどにより労働者の危険に対する意識、安全確保に対する意識を高めること

令和6年3月12日
厚生労働省 千葉労働局長
岩野 剛



(2) 36協定届の作成にあたっての留意点

令和6年4月からの時間外労働の上限規制の全面施行に伴い、36協定届の作成にあたり、特に、以下の点についてご留意いただきますようお願いいたします。

① 業務及び業種等で定められた様式を使用（取り扱いが一部変更）

業務及び業種等で定められた様式を確認いただき、作成・届出等をお願いします。

「工作物の建設の事業」 → 様式9号の3の2、様式9号の3の3（※1）

「自動車運転の業務」 → 様式9号の3の4、様式9号の3の5（※2）

「医業に従事する医師」 → 様式9号の4、様式9号の5（※3）

上記「令和6年度適用開始業務等」以外 → 様式9号、様式9号の2（※4）

（※1）災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合、様式9号、様式9号の2による。

（※2）自動車運転の業務以外の業務も、本様式に含めて届出することも可能。

（※3）医業に従事する医師以外の業務も、本様式に含めて届出することも可能。

（※4）新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務は、様式9号の3による。

② 労働保険番号・法人番号の欄も記載（取り扱いが変更）

上記「令和6年度適用開始業務等」も新様式となり、すべての様式に労働保険番号・法人番号の欄が設けられたことを踏まえ、本欄の記載も必須（※番号をお持ちでない場合は記載不要。）となりましたので、ご留意ください。

法人番号は「国税庁 法人番号公表サイト」からも検索できます



③ 適切な労使合意が必要（変更ありません）

令和3年4月以降、36協定届への押印は不要となっておりますが、労使協定に係る手続き（労使協定の締結等の労使合意）に変更はありません。労使合意がなく、様式のみ届け出たとしても、有効ではありませんので、ご注意ください。なお、36協定届が協定書を兼ねる場合には、労使の署名または記名・押印などが引き続き必要です。

各種ご案内

36協定の様式のダウンロードはこちら

労働基準関係主要様式 検索



必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出可能な36協定届を作成することができます

スタートアップ労働条件 検索



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子 検索



(3) 令和6年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

～暑さ指数（WBGT）の把握、労働衛生教育の実施、有訴者への特段の配慮を～

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。（準備期間：令和6年4月 重点取組期間：令和6年7月）

厚生労働省報道発表資料は、こちら

